



事務連絡
平成21年2月3日

北海道 畜産主務課 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第29条及び第36条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第2号）が別添のとおり平成21年2月3日付けをもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりであるので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1. 改正の内容

指定医薬品の追加

今般、モサプリドを有効成分とする経口投与剤が動物用医薬品として承認されることに伴い、当該製剤を指定医薬品に追加することとし、モサプリドを別表第1に追加する。

2. 施行期日

平成21年2月3日

3. 参考

対象となる承認される医薬品は以下のとおりです。

○プロナミド錠 2.5mg、5mg（大日本住友製薬株式会社）

【有効成分】モサプリドクエン酸塩

【効能・効果】犬：上部消化管（胃及び十二指腸）運動機能低下に伴う食欲不振及び嘔吐の改善